

半世紀以上も不法占用となっていた石灯籠の除去に向けた取り組みについて

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

1. はじめに

1) 石灯籠の状況について

今回、除去を行った石灯籠は、古くから「お伊勢さん」として親しまれてきた伊勢神宮へ向かう通称「御幸道路(国道23号、三重県道及び伊勢市道)」に設置されており、歩道部には600基余り(高さ8尺(2.4m)から20尺(6m))もの石灯籠が設置され、伊勢神宮の参拝者には、なじみ深い伊勢の風景となっていました。



図-1 位置図

2) 石灯籠の問題点について

伊勢の風景の一部となっているこの石灯籠は、設置された当初から、以下のような様々な問題を抱えていました。

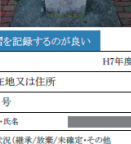
- ① 適切な管理を行う者が存在せず、不法占用の状況が続いていたこと。
- ② 簡易な方法で石灯籠の上部が固定されており、発生が切迫し、甚大な被害が想定される南海トラフ地震により、倒壊する可能性が高く、道路利用者等への直接的な被害をはじめとして、緊急車両や避難住民の通行の妨げにもなること。
- ③ 設置箇所によっては、石灯籠が歩道幅を狭め、通行の支障になるなど、道路利用者への利便性・安全性にも影響があること。
- ④ 景観面でも形状の異なる石灯籠が不規則に乱立していることから、伝統的な町並みとして、景観上望ましい状況にないこと。

このため、国道23号、三重県道及び伊勢市道の各道路管理者(以下、「各道路管理者」という。)は連携して、石灯籠の点検(傾き具合や接合部の状態等の確認)を定期的を実施し、一部破損したものや倒壊のおそれがあると判断した石灯籠については、各道路管理者が除去するなど、安全性向上への対応を進めてきました。



写真-1 石灯籠の設置状況(約6m)

※()書きはH8調査時の番号

番号	設置道路名 (距離標)	所在地 (民地状況)	所在位置
54 奈 (65)	国道23号 (下り) 70.3kp/94	伊勢市宇治浦田一丁目 (大宮司職舎付近)	
灯電の高さ		設置箇所周辺の状況	
8尺	12尺	15尺	20尺
現地写真		刻銘者などの記録 (刻名者の拡大図)	
灯籠の写真			
(正面)			
(側面)			
		※拓本、石磨を記録するのが良い	
		刻銘状況	
		所在地又は住所	
		商号	
		役職・氏名	
		権利者の継承状況 (継承/放棄/未継承・その他)	
		所在地又は住所	
		商号	
		役職・氏名	
		調査状況	
		1回目該当者なし	
		2回目該当者なし	
		死亡、配偶者も死亡している	
		同本籍地である「長男」に決定	
		完了	

作成部署：伊勢市、三重県、三重河川国道事務所 道路管理第一課

点 検 票

傾きの状況

※車道1.5m幅地点から車道上面の傾けを示す。付帯施設高さの数字を計測して記入しH2121.8mの位置でデジタル水平器より傾斜角を計測し、1.5m高さ0-9mの車道を計測(表出)

車道方向 2.6cm (3cm) 歩道方向

手前 ▲1.0cm (0cm) 奥

▲2.6cm (0cm)

() 書き前回調査結果

部材名称	設置状況	損傷(クラック、割れなど)	隙間(モルタル等)(※1)	固定状況(※2)
車	有/無し			正設/異常()
火袋	有/無し			正設/異常()
台	有/無し			
柱				
添基礎				(※1)モルタルの健全性(ヒビ、欠け)、隙間を確認 (※2)8尺は全数、その他は状況に応じて点検する
定期点検				
点検日	H18.5~H18.2.23	H16.12.14	H25.6.18(上り)、H25.6.10(下り)	H27.12.7(上り)、H27.12.8(下り)
A.傾きの状況※	最大-7.0cm	最大-6.0cm	最大-3.0cm	最大-2.6cm
前回との差異	—	左1cm減	左3cm減	奥1.0cm増、右2.6増
B.クラックの状況	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し
前回との差異	—	—	—	—
C.周辺路面(地盤)の状況				
前回との差異				
D.ぐちつき	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し
前回との差異	無し	無し	無し	無し
点検時の特記事項	台に刺刺	台に刺刺	—	緊急を要する状況なし
点検者				
記載確認者				
点検フロー(案)				
全数調査	様のごちそう(全数点検)	上部につくつき(上部点検)	接合部点検(縦横調査)	最終点検(道路へり対向)
5~7年毎に全数調査			年1回の点検	通1~3回程度の点検

緊急点検・対応

※①傾き4以上で動揺あり、②震度5弱以上で継続調査対象を詳細点検など

※傾きの状況は、経年変化による進行状況を確認するために測定する。

図-2 石灯籠の調査票（台帳）

3) 道路空間利用のあり方懇談会の設置について

一方で伊勢神宮の参道でもある御幸道路を、安全・安心で伊勢の伝統的な街並みに相応しい、より魅力ある、親しみやすい道路空間として、確保することを目的に、各道路管理者が事務局となり、有識者、地元関係者等により構成する「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会（以下「あり方懇談会」という。）が設置され、道路空間利用のあり方について、様々な観点から検討されました。

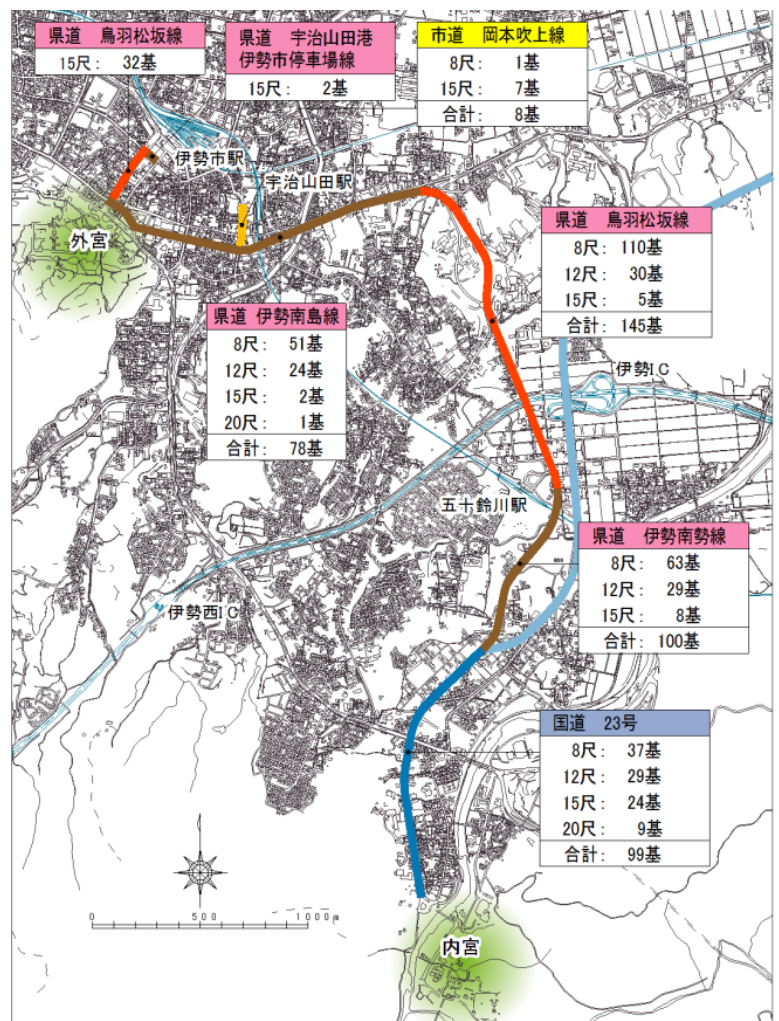


図-3 石灯籠の配置と設置基数

2. 石灯籠の問題に対する検討について

1) あり方懇談会での検討の進め方について

「あり方懇談会」では、まず伊勢市内の御幸道路の歴史・経緯、石灯籠の設置状況、沿道状況、まちづくり計画、道路の状況や道路の利用状況を調査、整理し、5つにゾーニング（区分）しました。

その内、国道23号ゾーンは、他のゾーンと比べ、大型石灯籠の割合も多く、石灯籠の設置により歩道幅が狭くなっており、災害時に迂回するルート（道路）としても脆弱であったことに加え、伊勢神宮（内宮）に近接しており、景観への配慮も必要であることから、「緊急性」「重要性」を有するこのゾーンを道路空間としてのあり方を検討する先行検討モデルゾーンとして位置付けられました。



写真-2 あり方懇談会の開催状況

2) あり方懇談会（先行モデルゾーンを中心とした）での検討の方向性について

「あり方懇談会」では、先行モデルゾーンを中心に現況の道路構造や石灯籠の耐震上の問題、また道路占用や景観上の問題について抽出し、問題点を整理しました。

整理された問題点を踏まえ、現況の石灯籠の耐震性評価や沿道住民の意見を聴取し、法令上の問題に対する検討を行い、伊勢市内の道路空間利用のあり方について、以下の3点の方向性が取りまとめられました。



写真-3 石灯籠の設置状況
(高さや配置に統一感がない)

- ① 御幸道路は外宮と内宮を結ぶ行幸の道であり、過去の人たちが寄せた想いをくみ取りつつ、神宮への期待を高めるような品格のある道づくりを目指していく必要がある。
- ② 地域住民による通勤、通学、買い物のほか、大学駅伝等の多様な行事が行われる道として、日常生活の中で使いやすい道路空間にしておく必要がある。
- ③ 日常的に多くの来訪者が訪れる内宮への主要な道であり、大規模災害時には重要な避難路として、地域住民に加えて観光客の安全性を確保することが求められる。

更に、「あり方懇談会」において、この方向性の実現に向け、各道路管理者に対し、以下の提言がなされました。

「御幸道路には、石灯籠（不法占用物件）のほかにも、電柱や電線等の道路占用物件や道路附属物が設置され、配置も不規則かつ、形状等のデザインについても統一されたものとなっていないため、煩雑感を与えるものとなっている。特に石灯籠は設置当初の道路占用許可を受けた短い期間を除き不法占用状態となっており、各道路管理者が責任を持って連携し、不法占用状態の解消及び危険性を除却するとともに、新しい道路の空間整備を進めるべきである。」

3. 除去に至った背景と検討

1) 事故の発生

各道路管理者が連携して、石灯籠の点検を定期的実施していた矢先、2018(平成30)年4月14日(土)、三重県道において、バス停に停車しようとした路線バスの左側サイドミラーが石灯籠に接触し、弾みで落下した石灯籠の上部が、歩道を歩いていた通行人に落下する死亡事故が発生しました。

2) 事故直後の対応について

各道路管理者は、この事故を重く受け止め、今回の事故と同様な状態にあるバス停に近接した石灯籠5基について、不法占用状態にあり、また交通に危険を及ぼすおそれがあることから、事故の再発を防止するため、速やかに除去する必要があると判断しました。

速やかな除去に向け、占有者や所有者、その他権限を有する者がいないことを確認した上で、道路法第44条の2第1項第2号を根拠として、4月21日から23日にかけて、即時除去を実施しました。

3) 道路管理者間の合意について

各道路管理者は、国道、県道、市道にそれぞれ設置されている石灯籠について、連携して除去を進めるため、除去方針について協議を行いました。

その中で、石灯籠は設置から60年以上が経過し、その間、適切な管理がなされておらず、今後も経年劣化が進行すること、また事故直後に実施した即時除去での作業において石灯籠の基礎形状、規模を確認したところ、地震等の揺れや衝撃等により倒壊の可能性があることが判明しました。

このため、全ての石灯籠について、今後も倒壊等の可能性があり、交通にも危険を及ぼすおそれがあると結論付け、安全を確保するために、全ての石灯籠を除去することを確認し、道路法に基づき適正に対処することで合意されました。

4) 石灯籠の除去に対する道路法第44条の2の適用について

石灯籠の除去については、前述のとおり、老朽化及び構造上の問題等から倒壊する可能性があり、交通にも危険を及ぼすおそれがあるため、道路法第44条の2を適用することで合意しました。

なお、石灯籠の除去にあたっては、石灯籠の所有者等を確認できるか調査を行い、以下の方針で進めることになりました。

- ① 所有者等を確認できなかった場合は、道路法第44条の2第1項第2号に基づき道路管理者が即時除去。
- ② 所有者等を確認できた場合には、道路法第71条第1項第1号に基づく監督処分により除却を命じる。
- ③ 道路法第71条第1項第1号に基づく監督処分に従わない場合には、道路法第44条の2第1項第1号により道路管理者が除去を行う。

4. 除去作業とその準備について

1) 除去に向けた準備について

各道路管理者は、道路法 44 条の 2 を適用し、石灯籠の除去を行うため、全ての石灯籠について、所有の意思を確認するための確知作業を行いました。

所有者等の確知については、作業量も多く迅速な対応が求められることから、国道部分の確知作業は、上部機関、法務省及び顧問弁護士にも相談を行い、所有者等の確知方法を決定し、作業を進めました。

2) 確知作業について

各道路管理者は、法務省や顧問弁護士の見解を基に、所有者等の確知作業については、書面（FAX・郵送）を用いて確知する方法で合意しました。

確知方法は、石灯籠の刻銘及び灯籠寄進者の名簿から、氏名及び住所を特定できた者に対し、石灯籠の献灯（所有の意思）について書面（FAX・郵送）で所有の意思があるか否かを確認し、確知作業を進めました。

確知作業の結果、最終的には全体の 96% が所有の意思がないことが確認され、道路法第 44 の 2 第 1 項第 2 号による除去作業の対象となりました。

その他、4% の石灯籠については所有の意思があるとの回答を受け、道路管理者から所有者へ除去を指示したところ、自主的に除去がなされました。

結果として、道路法 71 条第 1 項第 1 号による監督処分によって除却を命じることとはなく、所有者が判明した全ての石灯籠の除去が完了しました。

3) 道路管理者による石灯籠の除去作業について

各道路管理者は、確知作業の完了を受け、対象となる全ての石灯籠について除去を開始しました。

除去にあたっては、安全な交通の確保や不法占用物件である石灯籠の損壊防止の観点か



写真 -4 撤去作業の様子

ら、伊勢神宮への参拝客に配慮し夜間施工とし、高さ約 6m の石灯籠をクレーンで吊り上げる際に支障となる電線をあらかじめ移設する等、細心の注意を払いながら、作業を行いました。

また、現地においても念のため、周辺住民や自治会長に聞き込みを行い、除去作業開始前には、再度、所有者等がい



写真 -5 撤去作業完了の様子

4) 除去後の石灯籠の保管と管理

各道路管理者により除去された石灯籠は、各道路管理者にて保管後、各道路管理者の事務所等での掲示板において、道路法施行令第19条の5に基づき、違法放置物件の保管に関する公示を行いました。

道路法第 44 の 2 第 8 項の規定により、道路管理者による 6 ヶ月の保管期間を経て、現在は各道路管理者それぞれの所管下にあり、処分方法について調整が行われています。



写真-6 事務所での公示の様子

5. おわりに

石灯籠は、過去に老舗料亭や神社仏閣からも、買い取りの申し出があったと伝えられていることや、石灯籠の外観から「加工することのできる御影石」とも考えられることから、当初は「有価物」として整理し、処分方法について検討を進めてきました。

しかし、石灯籠の除去後に地域の石材関連団体への聴き取りを行ったところ、昨今の市場の変化等から、売り払いが厳しい状況であるということがわかってきました。

今後の処分方法については、関係機関で連携し、幅広い観点から引き続き検討をしていきたいと考えています。